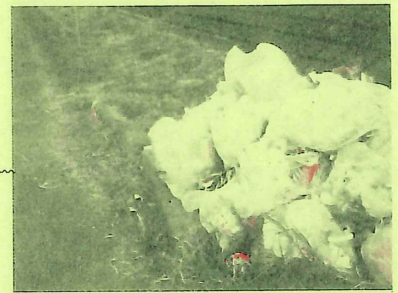




# 不法投棄は **犯罪** です！

## ◆ 不法投棄は絶対に許されません！！

志布志市は、「志布志市ポイ捨て防止条例」により、  
市民や事業者の意識を高め、市民総参加による美しい  
まちづくりを進めています。



市民や事業者は、ポイ捨てのない美しいまちづくりに努めてくださるよう  
お願いします。なお、本条例に違反すると5万円以下の過料に処されます。

志布志市ポイ捨て防止条例（抜粋）

第1条 この条例は、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止に  
ついて必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生  
協働の美しいまちづくりを推進することを目的とする。

- 資源ごみ … 指定ごみ袋に入れて、指定された収集日に
- 一般ごみ … ゴミステーションに出してください。
- 生ごみ … 指定日に生ごみ回収バケツに入れてください。
- 粗大ごみ … 各自業者に個別収集を依頼するか、直接清掃センターへ搬入  
してください。

決められた方法  
で、きちんと排出  
しましょう！



不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」  
によって禁止されています。（要約）

### 第16条（廃棄禁止）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

### 第25条（罰則）

第16条の規定に違反して廃棄物を捨てたものは、5年以下の懲役もしくは  
1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（法人においては3億円以下の罰金）



#### \* お問い合わせ先 \*

志布志市役所	有明庁舎	市民環境課	環境政策係	Tel099-474-1111
	志布志庁舎	市民税務課	環境衛生係	Tel099-472-1111
	松山庁舎	総務市民課	市民年金係	Tel099-487-2111

市民の皆さまへ

日頃よりごみの分別にご協力いただきありがとうございます。  
今後とも、ごみの分別収集にご協力くださるようお願いいたします。